

●香川県告示第349号

平成18年香川県告示第400号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により告示する。

平成29年12月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる内容を同表の改正後の欄に掲げる内容に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>1 略</p> <p>2 指定区域</p> <p>綾川町の区域のうち、次に掲げる区域を除いた区域</p> <p><u>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域</u></p> <p><u>(2) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づき定められた国有林の地域別の森林計画の林班番号40から45までの区域</u></p> <p><u>(3) 昭和58年運輸省告示第365号による新高松空港の飛行場の区域</u></p> <p>その関係図面は、香川県農政水産部農政課に備え置いて縦覧に供する。</p> | <p>1 略</p> <p>2 指定区域</p> <p>綾川町の区域のうち、次に掲げる区域を除いた区域</p> <p><u>森林法（昭和26年法律第249号）に基づき定められた国有林の地域別の森林計画の林班番号40から45までの区域及び昭和58年運輸省告示第365号による新高松空港の飛行場の区域</u></p> <p>その関係図面は、香川県農政水産部農政課に備え置いて縦覧に供する。</p> |